平成 29 年 4 月 25 日 公益財団法人ニッポンハム食の未来財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再 就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法 人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電 話 029-893-4466 (直通)

F A X 029-893-4360

電子メール info@miraizaidan.or.jp

(参考) 国家公務員法等の規定

- 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用す 国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 〇 職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- 〇 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条